

【初級】ビジネスコンプライアンス「社会的要請への適応」から事例理解まで 追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（平成29年6月1日時点で施行されている法令に基づく）等により本書内容を一部追加・修正・削除いたしました。第7刷をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行ってくださいますようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・下線部が追加・修正箇所です。
- ・二重線が削除箇所です。

ページ番号	箇所	訂正前	訂正後
41	下から 9行目	この6つは、「自由刑」(人の身体 の 自由を奪う刑) ～	この6つは、 <u>死刑(生命刑)</u> を除き、「自由刑」(人の身体 の 自由を奪う刑)～
41	下から 2行目	①死刑……生命を奪う刑 ②懲役……刑事施設で労役に服させる刑 ③禁錮……刑事施設に収監するが労役には服させない刑 ④拘留……1日以上30日未満の期間、刑事施設に拘留する刑	①死刑……生命を奪う刑 ① <u>懲役</u> ……刑事施設で労役に服させる刑 ② <u>禁錮</u> ……刑事施設に収監するが労役には服させない刑 ③ <u>拘留</u> ……1日以上30日未満の期間、刑事施設に拘留する刑
43	下から 10行目	～、5年以下の懲役または500万円以下の罰金のいずれか、または双方が科されます。	～、5年以下の懲役または500万円以下の罰金のいずれか、 <u>または双方</u> が科されます。
48	5行目	そして、平成18(2006)年1月に施行された改正独占禁止法では、課徴金の実効性を高めるために、制度が改正されました。	そして、平成18(2006)年1月に施行された改正独占禁止法では、課徴金の実効性を高めるために、制度が改正されました。 平成17(2005)年、平成21(2009)年の独占禁止法改正で、課徴金制度の実効性を高めるための制度改正が行われました。
48	15行目	～購入カルテル、支配型私的独占も課徴金の対象となります。平成22(2010)年1月に施行された改正独占禁止法では、排除型私的独占と不正な取引方法の一部も課徴金の対象となります。	～購入カルテル、支配型私的独占も <u>課徴金の対象</u> となります。 平成22(2010)年1月に施行された改正独占禁止法では、排除型私的独占と不正な取引方法の一部も課徴金の対象となりました。
87	下から 2行目	～仮装する行為のことをいう)をした者は5年以下の懲役または500万円以下の罰金になります(965条)。	～仮装する行為のことをいう)をした者は5年以下の懲役 <u>もしくはまたは</u> 500万円以下の罰金、 <u>または併科と</u> なります(965条)。
89	8行目	～科せられることがあります(970条)。	～科せられる <u>こと</u> があります(970条)。
89	12行目	～罰金に処せられることがあります(968条)。	～罰金 <u>が科せられ</u> に処せられることがあります(968条)。
90	下から 1行目	～罰金になります(特別背任罪。960条)。	～罰金、 <u>または併科と</u> なります(特別背任罪。960条)。
93	12行目	なお、この事例では、取締役Aの経営判断～	なお、この事例では、取締役 <u>B</u> の経営判断～

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
101	下から 2行目	～。その結果、告発は、1年間に1、2件にとどまっています。	～。その結果、告発は、1年間に1、2件にとどまっています。
102	下から 8行目	リーニエンシー制度は、所期の目標が達成できていないといった批判や、立法論上の課題が指摘されてもいますが、改正法施行後6年ほどの間、申請件数は伸び続け、多くの事業者が多額の課徴金が課されるきっかけになりました。リーニエンシー制度の利用について判断を誤れば事業者にとって大きな痛手を招きます。株主代表訴訟等のリスクもあります。これは、実務上、決して無視できない重要な制度なのです。	リーニエンシー制度は、所期の目標が達成できていないといった批判や、立法論上の課題が指摘されてもいますが、改正法施行後6年ほどの間、申請件数は伸び続け、多くの事業者が多額の課徴金が課されるきっかけになりました。リーニエンシー制度の利用について判断を誤れば事業者にとって大きな痛手を招きます。株主代表訴訟等のリスクもあります。これは、実務上、決して無視できない重要な制度なのです。なお、企業との「協力」型の調査手法を進めることで違反抑止につなげるため、対象企業数や申請期限の緩和、有力な証拠を提供した企業の課徴金の減額、調査を妨害した企業への課徴金の加算などの制度を新設する方向で検討が進められている（平成29(2017)年時点）。
111	下から 4行目	～200万円以下の罰金に処せられます(199条3項)。	～200万円以下の罰金、または併科となります に処せられます (199条3項)。
112	13行目	～・無料の場合(38条)、～	～・無償・無報酬 無料 の場合(38条)、～
113	4行目	・実演…………… ・レコード…………… ・放送…………… ・有線放送……………	・実演(101条2項1号)…………… ・レコード(同2号)…………… ・放送(同3号)…………… ・有線放送(同4号)……………
114	11行目	～懲役または1000万円以下の罰金、②～	～懲役もしくはまたは 1000万円以下の罰金、または併科、 ②～
114	13行目	～5年以下の懲役または500万円以下の罰金、③～	～5年以下の懲役もしくはまたは 500万円以下の罰金、 または併科、③～
114	15行目	～懲役または300万円以下の罰金が規定されています。	～懲役もしくはまたは 300万円以下の罰金、 または併科が規定されています。
122	7行目	～罰金に処せられます(196条)。	～罰金、または併科となります に処せられます (196条)。
122	9行目	～罰金刑に処せられます(196条の2)。	～罰金、または併科となります 刑に処せられます (196条の2)。
122	12行目	～懲役もしくは300万円以下の罰金刑に処せられます(198条)。	～懲役またはもしくは 300万円以下の罰金となり ます 刑に処せられます (198条)。
126	下から 3行目	～図形、記号もしくは立体的形状、もしくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合(以下、「標章」という)であって、～	～図形、記号、 もしくは立体的形状、 もしくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合、 <u>音その他政令で定めるもの</u> (以下、「標章」という)であって、～

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
137	4行目	以下の罰金が科されます(21条2項)。	以下の罰金、または併 が 科されます(21条2項)。
137	11行目	～①については5億円、②については3億円以下の罰金刑を科せられます(両罰規定、22条)。	～①については5億円以下、②については3億円以下の罰金 刑 を科せられます(両罰規定、22条)。
138	8行目	～500万円以下の罰金刑が科される可能性～	～500万円以下の罰金 刑 が科される可能性～
142	下から 2行目	～しない仮定の売買を行う「仮想売買」や、～	～しない 仮定 <u>仮装</u> の売買を行う「 <u>仮装</u> 仮想 売買」や、～
147	下から 2行目	～のことで。ただし、個人情報データベース等を構成する個人情報によって、識別される特定の個人の数の合計が、過去6カ月以内のいずれの日においても5000を超えない場合は含まれませんし、「特定の個人の数」からは、電話帳やカーナビ情報上の個人情報は除外されます。なお「個人情報データベース」とは、～	～のことで。 ただし、個人情報データベース等を構成する個人情報によって、識別される特定の個人の数の合計が、過去6カ月以内のいずれの日においても5000を超えない場合は含まれませんし、「特定の個人の数」からは、電話帳やカーナビ情報上の個人情報は除外されます。なお「個人情報データベース等」とは、～
148	5行目	をいいます(2条2項)。 以上を踏まえて<事例-1>について検討すると、A会社が個人情報取扱事業者にあたらない場合は、個人情報保護法の直接適用を受けません。もっとも、この場合でもプライバシー保護の社会的要請に配慮することは必要でしょう。	をいいます(2条2項)。 <u>例えば、メールソフトのアドレス帳や携帯電話の電話帳なども個人情報データベース等にあたります。また、コンピュータを使用していなくても、五十音順に整理し、インデックスを付してファイルしている登録カードなど、紙媒体であっても個人情報データベース等にあたります。</u> 以上を踏まえて<事例-1>について検討すると、 <u>X社が、電話番号やメールアドレスを個人名や所属の表示等と併せて特定の個人を識別できる個人情報データベース等を作成している場合は、その情報をレポート営業用に利用している(事業の用に供している)ため、個人情報保護法の適用を受けることとなります。A会社が個人情報取扱事業者にあたらない場合は、個人情報保護法の直接適用を受けません。もっとも、この場合でもプライバシー保護の社会的要請に配慮することは必要でしょう。</u>
148	下から 9行目	～本人に通知すること(18条1項)	～本人に通知し、または公表すること(18条1項)
152	最終行	③本人の求めにより、第三者提供を停止すること	③本人の求めにより、第三者提供を停止すること ④本人の求めを受け付ける方法
153	2行目	置いていなければなりません。	置くとともに個人情報保護委員会への届出が必要で す 置いていなければなりません。

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
153	12行目	～不要になります。	～不要になりますが、提供する情報が要配慮個人情報（人種、信条、病歴、犯罪歴など）である場合や、委託先が外国の第三者である場合など、オプトアウト方式が利用できないことがあるので、注意が必要です。
165	12行目	(21条の2)、違反すると過料が科されます(50条)。	(26条 21条の2)、違反すると過料が科されます(68条 50条)。
172	下から 7行目	に消費者契約法が適用されます(1条)。	に消費者契約法が適用されます(21 条)。
175	下から 3行目	政令で指定されている権利は、保養のための施設またはスポーツ施設を利用する権利、映画、演劇、音楽、スポーツ、写真または絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞し、または観覧する権利、および、語学の教授を受ける権利です。	政令で指定されている権利は、保養のための施設またはスポーツ施設を利用する権利、映画、演劇、音楽、スポーツ、写真または絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞し、または観覧する権利、および、語学の教授を受ける権利です。
176	2行目	「3 法改正について」の全文削除し、右の文章に差し替え	平成20(2008)年改正の際に「施行後5年を目途に見直す」こととなっていたを踏まえ、平成28(2018)年5月に特定商取引法が改正されました(平成29(2017)年7月1日現在未施行)。主な改正内容は、次のような点です。 ①指定権利制度の見直し………特定権利(定義は改正前の指定権利と同じ)とし、仮想通貨や金融商品取引法の規制を受けない、無登録業者の未公開株式の販売や自社発行株の販売なども規制対象とすること ②悪徳事業者への対応………業務停止を命ぜられた法人の取締役等に対して、停止の範囲内の業務を新たに法人を設立して継続すること等を禁止すること、所在不明の違反事業者に対して公示送達による処分を可能とすること、電話勧誘販売において過量販売規制を導入すること、業務停止命令の期間を伸長(最長1年→2年)すること、刑事罰を強化すること ③消費者利益の保護………業務停止命令を受けた事業者等に対して、消費者利益を保護するために必要な措置を指示できること、通信販売におけるファクシミリ広告への規制を導入すること、取消権の行使期間を伸長(6月→1年)すること
177	4行目	2)書面交付義務(4条、5条、11条、18条～	2)書面交付義務(4条、5条、 11条 、18条～

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
179	6行目	～、最高で3年以下の懲役、300万円以下の罰金刑が科せられることがあります(70条)。	～、 最高で 3年以下の懲役または 300万円以下の罰金、または併科となります 刑が科せられることがあります(70条)。
185	6行目	～3年以下の懲役刑を含む刑事罰が定められています(49条以下)。	～3年以下の懲役または300万円以下の罰金、または併科となります刑を含む刑事罰が定められています(49条以下)。
224	下から 4行目	総務大臣は、電子メールの送受信上～	総務大臣および内閣総理大臣は、電子メールの送受信上～
225	下から 4行目	め、総務大臣により、行為の禁止を～	め、総務大臣および内閣総理大臣により、行為の禁止を～